

# 2005 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

## 第 7 回学会奨励賞授賞理由

---

学会奨励賞選考委員長 棚瀬孝雄

2005 年度の学会奨励賞は、著書部門が、長谷川貴陽史『都市コミュニティと法』に、また論文部門が、吾妻聡「二つの逸脱主義的運動」（法社会学 63 号）に決定した。

長谷川会員の著書は、副題に、「建築協定・地区計画による公共空間の形成」とあるように、著者が横浜市、国立市で行った、地域住民が居住環境を維持するために行う建築協定および地区計画の実態についての調査およびその分析をまとめたものである。こうした協定は、地域の居住者が自発的に合意し、その日常的な運用を行っていくものであり、非権力的な説得や現実的な解決など、文字通り地域を母体とした住民相互の組織や日常的接触の質が問われるのであるが、同時に、法の裏付けを得て、一定程度公権力の援用が認められるために、法の執行としての側面も持っている。著者は、とくにこの後者に着目し、現代の日本で、人々がどのように法を使用するのかの一般的なモデルを考えようとしている。著書の中では、いくつかの興味深いケースが掲げられているが、それらを通して、結論的に、居住空間の規律を法のルールに従って行うという規範意識が、現在、人々の中に根を下ろしてきているとする。ただ、隣人としての顔も持ち、コミュニティとしての社会規範を共有しようとする面もあり、法意識も複層的な構造を持っていることに注意を促している。以上のように、本書は、丹念な実証を元に、法社会学にとっての課題である法意識の現代的な様相を描き出している点で、高く評価されるものである。

吾妻会員の論文は、アンガーの法理論を、より抑圧のない、平等な社会を構築する社会改革の実践理論として捉え、その積極的な意義を明らかにしたものである。著者は、権利の懐疑も、また権利の信仰もともに既存の構造の中で抑圧を感じている者の解放にはつながらないとし、この抑圧的な構造そのものを作り替えていく日常的な実践を展望する。その実践が可能になるための条件として、自らの差異を積極的に主張し、それによって自己の尊厳を確保しつつ他者と対話していくこと、そして既存の構造をたえず批判にさらし、その改定へと促すような仕組みを社会が持つことを、アンガーと、アンガーを取り巻く批判理論の系譜の中から取りだしている。著者は、この理論的な考察を、とくに草の根の障害者運動の中から芽生えてきている新しい実践に言葉を与えるものとして、著者自身の次の実証研究への総論として提示している。本論文は、このように、明確な問題意識を持ってアンガーの議論の本質的な部分を大胆に再構成し、法社会学のための基礎理論とする仕事であり、若い人の真摯な研究として積極的に評価できるものである。

以上、今年度の受賞作はいずれも力にあふれたものであり、こうした作品が書かれることは大変喜ばしいことである。ただ、全体として、ここ2、3年、やや作品の数が少なくなっていることを、選考委員会としては残念に思っている。大学の研究環境が変わり、落ち着いて研究することが困難になってきているということもあると思うが、ぜひ会員には、今後とも問題意識にあふれた、優れた著書論文を書かれるよう期待したい。

## 受賞の言葉

---

### 受賞の言葉——第7回 学会奨励賞（著書部門） 長谷川 貴陽史（首都大学東京）

拙著『都市コミュニティと法』（東京大学出版会、2005年）は、現代の日本の都市コミュニティにおける法使用過程を実証的に分析した書物である。具体的には、横浜市・国立市における建築協定・地区計画制度の運用過程を対象としている。

本書の目的は、市民が法システムを利用して、いかにコミュニティの住環境を保全し、社会関係を形成しているかを明らかにすることであった。いいかえれば、本書は生活世界や日常性、市民的公共性といった概念に依拠して、法システムや社会の現実を批判してはいない。法社会学は端的に法システムの作動を論ずるべきであり、規範的含意の強い概念に依拠することは、かえって現実を隠蔽してしまうと考えたためである。「法システム」対「生活世界」という二項図式では、法システムが「生活世界」を構築している現実のみえなくなる（横浜市の建築協定）。建築紛争を「市民」対「経済権力」という図式でとらえるならば、市民相互の利害対立は覆い隠される（国立市の地区計画）。そこで、本書は二項

図式を捨て、法システムから一とりわけ法使用行動を規定する因子を検討することから一出発した。

法使用行動の規定因子については、市民が法的ルールに視座を転換することや、専門的知識を獲得することが重要であると指摘した。今日の都市コミュニティでは、協同体的・非公式的な紛争解決ではなく、法的ルールに志向した紛争解決がみられる。そこでは、上述した視座の転換や、専門的知識の断片的な再占有が行われている。

他方で、法的ルールが社会の平面で現実に貫徹されるためには、金銭その他の資源も必要となる。自治会や町内会といったインフォーマルな地域自治組織が、こうした資源を提供している。同時に、法的ルールが及ばない部分については、都市コミュニティ内部の非公式な社会規範も援用されている。

ただし、市民は法的ルールを実現しようとするとき、地域自治組織を利用すると同時に、そうした組織から距離を置こうとする。また、社会規範が援用される場合でも、それは法的ルールと峻別され、法的ルールを補完する形で援用されている。本書では、こうした媒介と分節についても言及したが、両者の関係やメカニズムは十分に解明できていない。この点について分析を深めることは、今後の研究課題の一つである。

最後に、審査委員の先生方に対し、深甚の謝意を表したい。

## 受賞の言葉——第7回 学会奨励賞（論文部門） 吾妻 聡（岡山大学）

このたびは、このようなすばらしい賞をいただきましたこと、心より光栄に存じます。まことにありがとうございます。受賞の連絡をいただきましたときには、「まだまだです。もっとがんばりなさい。」との叱咤激励賞を頂戴したと感じ、喜びよりも気の引き締まる思いがいたしました。受賞後も諸先生・先輩・同輩のみなさまから、お祝いのことばと共に、厳しいご批判をいただき、これまでの不勉強とこれからの多くの課題を再認識いたしました。奨励賞の実質的な意義とは、こうした多方面からのご批判を仰ぐ貴重な機会を得ることにあると、改めて光栄に感じた次第です。今後とも、多くの方々からのご指導・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

私は、修士論文以来、ロベルト・アンガーの論稿・著作に興味を持ち、勉強を進めて参りました。アンガーの著作および批判的法学運動の現代的意義については、疑問視する声が体勢を占めていることを承知しつつ、しかし、およそ30年前から一貫して、アンガーが、巨視的な視点においてオルタナティブを創造／想像する努力を怠ってはならないのだと訴えてきたこと、このことに感銘を受け、ネオ・リベラリズム的な法政治体制隆盛の今日においてこそアンガーの志向は見直されるべきだと考えるようになりました。しかしながら、私の非力ゆえに、これまでの拙稿では、日本という文脈、そして（論文でも私が関心を持っていると書きました）障害者運動という文脈において、アンガーの考えがどのように具体化されて行くのかということについて私なりの明確なビジョンを提出するにはいたっておりません。みなさまからの多くのご指導を賜りながら、早急に研究を重ねて行く所存です。

私がアンガーの著作にはじめて触れましたのは、大学院でご指導いただきました棚瀬孝雄教授の授業においてでありました。教授の「アンガーは超（！）難解です。」というご紹介に奮起し、発表担当を申し出たのがそもそものきっかけでありました。この場をお借りしまして、これまでの棚瀬教授のご指導に心より御礼申し上げますとともに、学恩にすこしでもお応えできますよう今後とも精進して行く所存であることを申し上げます。

そして、大学院時代を共に過ごさせていただきました京都大学法学研究科のみなさまには、感謝しても感謝しきれません。勝手にライバル視させていただくことで、私はみなさまから多くのインセンティブをいただき、このような賞をいただくことができました。多忙にまかせてあまり連絡さし上げませんが、これからも一緒に切磋琢磨して行きたく存じます。宜しく申し上げます。論文を書く力を下さって、本当に本当にありがとうございます。